



高額な男性の美容クリニック契約

男性向きの雑誌に、「包茎治療3万円、増大治療5万円」「痛くない治療」などと書かれた包茎専門の美容クリニックの広告があった。ネットでHPを検索し、手術にランクがあることが分かったが、高くても20万円程度で包茎手術ができると思い、クリニックに予約を入れて出向いた。カウンセリングでは、担当医から手術結果の異なる複数の写真を見せられ、綺麗に仕上げるために、価格の高い術式やヒアルロン酸の注入を勧められた。高額な費用になるのではないかと心配したが、「クレジットを組みましょう。月々2万円位なら支払えるでしょう」と言われ、緊張してよくわからないまま承諾して手術を受けた。手術後、クレジットの契約書を見て分割手数料を含めた総額が150万円となっているのに驚いた。また、クレジットの審査を通すために、100万円弱のアルバイトの年収を180万円に書くよう強制された。



相談者は20歳になったばかりの学生でした。包茎については、誰にも相談せず一人で悩んでいたと言います。手術を受けたことは両親には内緒にしていたのですが、自宅に届いたクレジットの支払い明細を見た母親が、センターに相談することを勧めたとのことでした。

治療を必要とする包茎手術には保険の適用がありますが、治療を必要としない包茎手術には保険の適用がありません。一般に包茎専門の美容クリニックは自由診療なので保険適用はありませんが、患者の状態によって保険診療が可能かどうかの説明と、当医院は自由診療で行うことの説明が事前になされなくてははいけません。特に、包茎治療を受ける患者は社会経験の浅い若者の場合が多く、治療に保険の適用がある場合があることを知らない可能性が高いのです。この相談者の場合は治療を必要とする包茎であり、保険診療が可能なのにクリニックはそのことを説明していませんでした。そのことが一番大きな問題です。

さらに問題となるのは広告内容です。雑誌広告における表現は、医療法による広告規制を受けます。「無痛」「無傷」などの表現は同法の禁止する虚偽広告、あるいは誇大広告に該当する疑いがあります。また、クリニックのHPをみた相談者が、高くても20万円程度の費用で済むものだと思ってクリニックに赴いていることから、この料金表示による誘因効果は大きいと言えます。実際にはその5倍以上の費用がかかっていることを考えると、著しく有利な表示をしている可能性があり、景品表示法で禁止している有利誤認表示の疑いがあります。

次の問題点として、受診時における勧誘の問題があります。高い手術料やヒアルロン酸を注入することによって、手術の仕上がりが違うことを強調し、HPに掲載されている料金よりも高額な手術を受けることを勧めています。まだ社会経験の浅い学生が、手術前という緊張と閉鎖的な環境の中で、専門家である医師から勧められた手術内容に対し、冷静に判断して拒否することは困難です。さらに、アルバイト料しか収入のない学生に対し、

年収に嘘の記入をさせて高額なクレジットを組ませている点を考えると、極めて不公正な取引方法です。

センターは、クリニックに対してこれらの問題点を指摘し交渉しました。クリニックは、手術は無事に終了し相談者にも利益がある、との主張でした。結果として相談者が基本的な手術料金16万円を支払う事で和解となりました。

包茎について悩みを持つ消費者は、自分だけで悩み秘密にする傾向が強いため、情報を得る手段は雑誌やネットに頼る傾向があります。それらの情報を鵜呑みにせず、地域の泌尿器科の医院を受診したり、セカンドオピニオンをとるなど、よく検討することが必要です。また、もし受診して高額な契約を勧められても、一旦は断り恥ずかしながらに身近な人や消費生活センターに相談するなど慎重に行動することが求められます。

